



よくある質問にお答えします！

Q1 この制度を利用できるのはどんな空き家ですか？

A 1年以上空き家で、昭和56年6月以降に建築された、又は耐震補強工事済みの一戸建ての住宅であること。市の空き家台帳に登録されていることが条件です。
昭和56年5月以前の建物で耐震補強工事を行っていない場合、事業実績報告までに耐震補強工事を行うことで本制度を利用できます。

Q2 空き家台帳に登録するにはどうしたらいいですか？

A まずは「ふくろいすまいの相談センター」に連絡をお願いします。
ふくろいすまいの相談センター：袋井市袋井260-1 電話番号：0538-44-3321
開館日：火・水・木・土曜日 8:30～17:15 ※駐車場は宿場公園北側広場をご利用ください

Q3 申請にはどんな書類が必要ですか？

A 空き家の位置図、リフォーム工事に係る見積書、リフォーム工事の計画図、納税証明書などが必要です。詳しくは市のホームページまたは担当窓口までお問い合わせください。

Q4 どんなリフォームでも良いのでしょうか？

A 居住スペースの修繕、模様替え、更新、取替え工事などが対象です。エアコン等の家電製品の設置及び取替え、家具・什器等の備品の費用、外構工事の費用などは対象外です。
また、他の補助金を受ける工事は対象となりません。

Q5 補助金はどのタイミングで支給されますか？

A リフォーム工事完了後に、実際にかかった費用を確認した上で支給します。

Q6 すでにリフォームを始めていますが、この補助を受けることはできますか？

A いいえ。本制度は申請前に工事を始めたものは対象外となります。必ず申請を済ませ、補助金交付決定を受けた後に工事を始めてください。

Q7 移住者が決まっていなくても申請できますか？

A はい。決まっていなくても申請できます。移住者が決定し、空き家に入居した場合は戸籍の附票の写しなどを提出してください。

お問い合わせ 袋井市都市建設部 建築住宅課 住宅土地対策室
☎0538-44-3123 袋井市新屋一丁目1番地の1(市役所3階)
✉kenchiku@city.fukuroi.shizuoka.jp



空き家のリフォーム工事補助制度



空き家を賃貸住宅として、
移住者の方に貸し出してみませんか？

空き家オーナー様必見

1戸最大
300万円
補助



制度概要



制 度 名 移住支援空き家活用事業補助金

対象となる方 市内に空き家を所有する方など

対象となる空き家

- 1年以上空き家であること
- 昭和56年6月以降に建築された、又は耐震補強工事済みの一戸建ての住宅であること
- 市の空き家台帳に登録されていること

交 付 条 件

- 移住者と補助対象空き家の賃貸借契約を締結すること
- 市の空き家台帳に登録されており、「空家等の管理に関する同意書」を提出していること
- 10年間、移住者を対象とした賃貸住宅として利用すること

移住者とは：

市外在住（1年以上）で、所有者と3親等以内の親族でない方
継続して5年以上袋井市への居住意思のある方

補 助 内 容 リフォーム工事費（補助対象事業）を対象として
2/3以内で補助金を交付します（最大1戸300万円）

例えば450万円のリフォーム工事をした場合

自己負担 150万円（450万円の1/3）

補 助 300万円（450万円の2/3）

※注意1 リフォーム工事費は自己負担が必要です

※注意2 10年間は移住者用の賃貸住宅として使用してください

そ の 他 2月末までに実績報告書を提出すること
予算の上限に達し次第終了する場合があります



雑草や庭木の手入れ
維持管理が大変

住んでいなくても
固定資産税がかかる

売却が進まない

リフォーム費用が高額

家族で
使う予定がない

防犯・防災の
リスクが心配

こんなお悩み
ありませんか？

申請から補助までの流れ

賃貸住宅として使用することが条件となっています。
事前に不動産業者等にご相談ください。

空き家所有者

「補助金交付申請書」提出

受付 審査



受領

「交付決定通知書」通知

リフォーム工事着手

リフォーム工事完了

「実績報告書」提出

受領 審査



受領

「交付確定通知書」通知

「補助金請求書」提出

受領

支払い

移住者と賃貸借契約を締結次第、
契約書を提出

移住者用の賃貸住宅として
10年間使用する

移住者は
戸籍の附票の写し
などを提出

「申請日」の翌日以降
から居住可能



！ 特にご注意いただきたいこと

- ① 補助を受けた場合は10年間移住者用の賃貸住宅として使用すること
- ② 空き家所有者本人（市外在住）が移住する場合は対象外であること
- ③ 移住者は、空き家所有者と3親等以内の親族でないこと

